

熱中症にご注意ください

今夏も昨年同様、猛暑になることが予想されます。ニュースや天気予報、環境省サイトなどで熱中症に関する情報を取得し、適切な熱中症予防行動をしましょう。

また、4月22日(水)から熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートの運用が始まります。豊山町では、熱中症特別警戒アラートが発令時のクーリングシエルトを指定しておりますので、ご利用ください。

対象施設の名称	所在地	開放期間中の休館日等	開放時間	受入可能人数
豊山町役場	豊山町大字豊場字新栄260番地	土曜日、日曜日、祝日	8:30~17:15	22人
総合福祉センター北館さざんか	豊山町大字青山字東栄12番地	日曜日、祝日	9:00~17:30	10人
総合福祉センターしいの木	豊山町大字豊場字諏訪270番地	日曜日、祝日	9:00~17:30	15人
総合福祉センター南館ひまわり	豊山町大字豊場字神戸188番地	日曜日、祝日	9:00~17:30	15人
豊山町社会教育センター	豊山町大字豊場字和合72番地	月曜日	9:00~21:00	15人
ヨシツヤ豊山テラス	豊山町大字豊場字幸田197番地1	店休日	9:00~21:00	30人

▼**問合せ**
アラートについて 住民課環境保全グループ ☎28・0916
クーリングシエルトについて 総務課総務・財政グループ ☎28・6003

さくらねこ無料不妊手術 チケット交付

さくらねこことは、不妊去勢手術済みである目印として、耳の先端をさくらの花びらのようにV字型にカットされた野良猫のことです。

町では、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」で発行している無料不妊手術チケットの交付窓口として、申請を受けています。

▼**対象** 飼い主のいない猫(里親に出す、または保護する予定の猫は対象外です)。
▼**申請方法** 交付申請書に必要事項を記入し、役場1階2番窓口住民課環境保全グループに提出。

▼**利用方法** 交付されたチケットに記載されている病院にてチケットを提出し、手術を受けさせていただきます。

▼**有効期間**
毎月1日~4日に申請
↓申請月の翌月1か月間
毎月5日以降に申請
↓申請月の翌々月1か月間



▼**注意事項** 地域猫活動により生じたトラブルに対し、町は一切責任を負いません。活動者の責任において実施してください。

▼**問合せ** 住民課環境保全グループ ☎28・0916

固定資産税・都市計画税 納税通知書と縦覧・閲覧のお知らせ

令和8年度の固定資産税・都市計画税納税通知書の発送は4月1日(水)、第1期及び前納の納期限は4月30日(木)の予定です。なお、令和8年度から地方公共団体の基幹業務システムの標準化により、納税通知書の様式が、従来の冊子からA4サイズの用紙に変更となります。

また、固定資産税の縦覧と閲覧を次のとおり行います。縦覧・閲覧とも住所・氏名等が確認のできるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。代理の場合は委任状も必要です。借地借家人の方は賃貸借契約書を提示することで、閲覧のみできます。

▼**縦覧**
縦覧とは、納税者が自己の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額とを比較して、適正かどうかを帳簿により確認していただく制度です。

▼**とき** 4月1日(水)~30日(木)の8時30分~17時15分(土・日曜日、祝日は除く)

▼**ところ** 役場1階4番窓口税務課
▼**手数料** 無料

▼**閲覧**
閲覧とは、納税者本人が所有する土地や家屋について、課税台帳に登録された内容を確認していただく制度です。

▼**とき** 4月1日(水)~令和9年3月

31日(水)の8時30分~17時15分(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)
▼**ところ** 役場1階4番窓口税務課
▼**手数料** 1件200円。ただし、縦覧期間中は無料です。

▼**問合せ** 税務課課税グループ ☎28・2434

「ご存じですか」町税納付の猶予制度

▼**徴収の猶予**
次の理由により町税を一時に納付できない場合は、申請により原則1年以内の期間に限り徴収猶予が受けられる場合があります。

- ・ 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ・ 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したりしたとき
- ・ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ・ 事業に著しい損失を受けたとき
- ・ 本来の期限から1年以上経過した後、に納付すべき税額が確定したとき

▼**換価の猶予**
町税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合は、申請により原則1年以内の期間に限り換価の猶予が受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。町ホームページをご覧ください。

▼**問合せ** 税務課課税納グループ ☎28・0926